

第2次三重県男女共同参画基本計画(改定版)

第3章

計画の内容

基本方向 I 職業生活における女性活躍の推進**雇用等における女性活躍の推進****1 めざす姿****【地域・社会・家庭】**

- ◆ 家庭や地域を大切にする意識が社会全体に浸透し、職業生活と家庭生活等の両立が実現できています。

【働く場】

- ◆ 長時間労働や転勤等を前提とした働き方が改善され、ライフステージに対応した多様な職業生活が営まれています。
- ◆ 女性の職域拡大が進み、能力開発やキャリア形成が行われるとともに、男女が性別に関わらず個性と能力を十分に発揮することができる職場づくりが実現しています。
- ◆ 性別による差別的取扱いや、出産・育児に対する不利益取扱いが解消し、人権尊重に基づく男女の対等な関係づくりができています。

2 施策の方向と施策**1) 女性活躍推進の機運醸成**

伊勢志摩サミットの成果を受け、女性の活躍が企業、団体をはじめとするあらゆる分野で進み、これから時代に求められる多様な生き方、働き方の実現につながるよう、一層の機運醸成を図るとともに、その取組についてはさまざまな機会を通じて県内外に広く発信し、地方から女性の活躍を推進します。

- ① あらゆる分野において女性の活躍が促進されるよう、新しいロールモデルの創出に取り組みます。
- ② 地域経済団体等と連携して、女性の活躍に取り組む企業・団体の加入のもと、女性の活躍の機運醸成に向けた取組を幅広く推進します。
- ③ 女性の活躍に向け、経営者や男性管理職の意識の醸成を促す講習会等を開催します。

- ④ SNS^(注1)等を活用した女性の活躍につながる情報発信を行います。
- ⑤ 女性経営者等の交流の場を設け、女性の社会進出と活躍の促進を図ります。
- ⑥ 企業等が女性の活躍推進を計画的に進められるよう支援します。

2) 男性中心型労働慣行の見直しと働き方改革の促進

長時間労働や転勤を前提とした男性中心型労働慣行を見直し、「M字カーブ^(注1)問題」の解消につなげるとともに、働き方改革の推進を図ります。

- ① 経営者や管理職等を対象にした働き方改革の推進につながる講習会等の開催により、企業・団体に対する意識啓発を図ります。
- ② 部下の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に配慮し、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も上げつつ、自らも仕事と私生活を楽しむ管理職を応援します。

3) 仕事と生活の調和の推進

男女が共に仕事に達成感を感じながら家庭では子育て・介護や家事に参画し、また、地域住民としての役割を果たせるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた啓発を図ります。

- ① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の重要性等について、啓発を行います。
- ② 企業における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組を支援します。
- ③ 県が率先して「ワーク・ライフ・マネジメント^(注2)」を推進し、働きやすい職場の構築に向けて計画的に取り組みます。

4) 雇用環境の整備

女性が働きやすい職場環境の創出に向けた取組を推進します。
また、男性の育児参画を妨げる行為や女性の妊娠・出産に対する嫌がらせの解消に向けた職場づくりの機運醸成を図ります。

- ① 働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を支援します。
- ② マタニティ・ハラスメント^(注2)やパタニティ・ハラスメント^(注3)のない職場づくりに向け、企業等に対する啓発を推進します。

- ③ 女性が働きやすい職場の構築に向け、制度の活用や職場づくりに取り組む医療機関の認証を行います。
- ④ 病院内保育施設の改修や運営を支援し、医療従事者の勤務環境改善を図ります。
- ⑤ 県において、柔軟な就業形態等の検討を進めます。
- ⑥ 県において、パワー・ハラスメント^{注3}やセクシュアル・ハラスメント等の職員向け相談窓口を設けるなど、率先してこれらの防止に努めます。

5) 女性の再就職支援

出産・育児等で離職した女性に対し、相談の場を設けるとともにスキルアップや職場実習を実施し、再就職を支援します。
 また、働く女性が持てる能力を十分発揮できるよう、キャリアアップにつながる支援を行います。

- ① 出産・育児等で離職した女性に対し、相談の場を設けるとともにスキルアップ研修や職場実習を実施し、再就職を支援します。
- ② 関係機関と連携しながら、再就職希望者に対する相談、情報提供、紹介等のサービスを提供します。
- ③ 出産・育児等で退職した女性の医師に対する復帰支援に取り組むとともに、潜在看護職員に対する復職に向けた取組を進めます。

<注1> SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略で、限られたユーザーだけが参加できるWebサイトの会員制サービスのことをいう。友人同士が集まったり、同じ趣味を持つユーザーが集まったり、近隣地域のユーザーが集またりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接なユーザー間のコミュニケーションを可能にしている。

<注2> ワーク・ライフ・マネジメント：県では、限られた時間の中で、それぞれのライフサイクルや人生設計に応じて必要とされる活動にも的確に対応し、これまで以上に県民のみなさんにとって価値の高い成果を提供できる「ワーク」と「ライフ」の高度な両立を実現するために、自ら主体的に「ワーク」と「ライフ」をコントロールすることが可能となるよう「ワーク・ライフ・マネジメント」を推進している。

<注3> パワー・ハラスメント：「職務上の権限や地位等を背景にして、本来の業務や指導の範囲を超えて、継続的に職員の人格や尊厳を傷つける言動」を県ではパワー・ハラスメントと定義し、取組を進めている。

(注1) M字カーブ：3頁欄外参照

(注2) マタニティ・ハラスメント：3頁欄外参照

(注3) パタニティ・ハラスメント：3頁欄外参照

基本方向 I 職業生活における女性活躍の推進

基本施策
I-II

農林水産業、商工業等に係る自営業における女性活躍の推進**1 めざす姿****【地域・社会】**

- ◆ 農業委員会、農業協同組合、商工団体等の方針決定の場で女性の参画が進み、地域における男女共同参画が十分に進展しています。
- ◆ 農山漁村において、男女共同参画を阻害する固定的性別役割分担意識や慣行が見直され、男女が対等なパートナーとして位置づけられています。

【家庭】

- ◆ 家族的経営の自営業において、女性の果たす役割が十分に評価され、正当な収益の分配が行われています。

【働く場】

- ◆ 農林水産業において、6次産業化^(注4)や機械化の進展により女性の職域が拡大され、個性と能力を生かして活躍できる場が確保されています。
- ◆ 女性がこれまでのキャリアを生かして起業できる環境が提供され、自らの夢や希望が実現しています。

2 施策の方向と施策**1) 方針決定の場への女性の参画促進**

農林水産業に従事する男女に対する男女共同参画意識の普及に向けた啓発を進め、固定的な性別役割分担意識の解消につなげます。

また、女性リーダーの育成や能力向上の機会を充実するとともに、女性が果たす役割の適正な評価に向けた取組を推進します。

- ① 農山漁村において、男女共同参画社会の実現に向けて、地域の慣行を見直し固定的な性別役割分担意識の解消につながる啓発を実施します。
- ② 「農山漁村女性の日^{注4}」の活動等を通じて、農山漁村の女性の地位向上に向けた啓発を行います。
- ③ 女性農業委員の更なる増加に向けて取組を進めます。
- ④ 市町や農林水産関係団体に対して、方針決定の場への女性の参画が進むよう働きかけや支援を行います。

2) 女性が働きやすい環境の整備

農林水産業や商工業への女性の参画を促進するとともに、担い手の能力の向上を図ります。

- ① 女性のライフステージに対応した就農が図られるよう、多様な働き方の実現に資する取組を推進します。
- ② 畜産に携わる女性のネットワークの強化を図るとともに、経営管理等の能力向上を支援します。
- ③ 水産業に携わる女性のネットワークを構築するとともに、女性活躍の機運醸成を図ります。
- ④ 農業・漁業経営の地域リーダーとなる農村・漁村女性アドバイザーを育成し、活動を支援します。
- ⑤ 商工団体等が実施する技術・経営管理能力の向上等を図る取組を支援します。

3) 家族的経営における働きの評価と仕事と生活の調和の推進

家族的経営の自営業において、女性がその働きに応じて適正な評価を受け、男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるよう支援します。

また、農林水産業に従事する男女が、事業活動と家庭生活の両立できる環境づくりに向けた取組を推進します。

- ① 各構成員の役割分担や収益の分配方法、労働時間や休日等を明確にし、一人ひとりがその働きに応じて適正な評価を受け、互いに協力して経営に参画できるよう、家族経営協定^{注5}の普及等必要な支援を行います。
- ② 農林水産業に携わる人びとへ仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が普及するよう啓発を行います。
- ③ 酪農ヘルパー制度^{注5}等の労働力補完システムの利用促進を図ります。

4) 起業家等に対する支援

男女の起業等を支援するため、各種支援制度について情報提供を行うとともに、必要な知識や技術の指導・助言等を実施します。特に女性の起業が促進されるよう、必要な支援に努めます。

- ① 商工業を始める人びとに対して、情報や研修の機会を提供するなど支援に努めます。
- ② 商工団体等が実施する起業家に対する研修等の支援について、女性の参画への配慮を働きかけます。
- ③ 農林水産業に就こうとする人びとに対して、情報提供や職業体験の機会の提供を行うなど支援に努めます。
- ④ 女性アスリートの発掘・育成に関して、関係機関と連携して取り組みます。
- ⑤ 女性アスリートのからだやこころの変化に柔軟かつ継続的に対応できる知識を身につけ、充実した競技生活へつなげられるよう、アスリート、保護者、指導者等に対する研修の実施などの支援に努めます。



<注4> 農山漁村女性の日：農林水産業や農山漁村の発展に向け、女性の果たす役割を正しく認識し、適正な評価の気運を高め、女性の能力が層生かされることを目的に1988年（昭和63年）農林水産省により設定された日（3月10日）をいう。この3月10日には、農山漁村女性の知恵・技・経験の三（3）つの能力をトタル（10）に發揮してほしいという願いが込められている。

<注5> 酪農ヘルパ制度：酪農家が休みをとる際に、酪農家に代わって搾乳や飼料給与などの作業を行う仕事に従事する人のことをいう。

(注4) 6次産業化：11頁欄外参照

(注5) 家族経営協定：11頁欄外参照

基本方向 I 職業生活における女性活躍の推進

基本施策
I-III

仕事と子育て等の両立できる環境整備の推進**1 めざす姿****【地域・社会】**

- ◆ 子育て、介護等と職業生活の両立の重要性が地域社会で十分認識されています。

【家庭】

- ◆ 子育てや介護に関して、十分に社会的支援を受けられる環境が実現されるとともに、男女が互いに十分理解しあいながら共に参画しています。

【働く場】

- ◆ 働く場において、家庭や地域生活との両立が大切であるとの意識が浸透し、多様な働き方が選択できる環境が実現されています。

2 施策の方向と施策**1) 多様なニーズに対応した子育て支援**

子育て家庭の多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。

また、職業生活と家庭生活との両立に資するよう、放課後児童クラブ^{※6}やファミリー・サポート・センター^{※7}等の運営を支援します。

- ① 待機児童解消に向け、保育の需要見込みに対応した施設整備や保育士確保対策を市町と連携して進めます。
- ② 子育て家庭の多様なニーズに対応した、延長保育や病児保育等の保育サービスの充実を支援します。
- ③ 幼児教育と保育の機能を併せもつ認定こども園の整備を支援します。
- ④ 子の小学校入学後も引き続き働き続けられるよう、放課後の遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブ等の運営を支援します。

- ⑤ 地域における子育ての相互援助活動として行われるファミリー・サポート・センターの運営を支援します。
- ⑥ 育児に関する相談指導、情報提供、子育てサークルの育成活動に取り組む地域子育て支援拠点を支援します。
- ⑦ 子育て支援に従事する職員の処遇改善を図る取組を支援します。

2) 男性の育児参画の推進

働く場で育児休業等の制度利用が進むなど、男性が子育てに参画しやすくなる環境づくりを推進するとともに、パタニティ・ハラスメント^(注3)の防止に向けた取組を促進します。

- ① 啓発等の取組を通じて、男性の育児参画に係る機運の醸成を図ります。
- ② 仕事と子育てを両立している男性を応援する取組を行います。
- ③ 働く場において男性の育児参画を妨げるパタニティ・ハラスメントの防止に向けた啓発を促進します。

3) 介護を支援する環境の整備

介護離職を防止し仕事と介護の両立につなげるため、介護サービスの充実を図ります。また、介護に関する制度の周知や相談・支援体制の整備を促進します。

- ① 特別養護老人ホーム等の施設整備や在宅サービスの充実を市町と連携して進めます。
- ② 介護に関するさまざまな情報を積極的に提供します。
- ③ 介護保険に関する苦情・相談の実施に対する支援を行います。
- ④ 介護に従事する職員の資質向上に取り組むとともに、処遇改善を図る取組を支援します。

<注6> 放課後児童クラブ：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う児童に、遊びや生活の場を提供するものという。「学童保育」とも称される。

<注7> ファミリー・サポート・センター：地域において、子どもの預かりの援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織のこと。保育所への子どもの送迎、保育所の開始前や終了後の子どもの預かりなどのサービスがある。

(注3) パタニティ・ハラスメント：3頁欄外参照

基本方向II 男女共同参画を推進するための基盤の整備

基本施策
II—I

政策・方針決定過程への男女共同参画の推進**1 めざす姿****【地域・社会】**

- ◆ 社会のあらゆる分野において女性の指導的地位に占める割合が大きく向上しています。
- ◆ 男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に共に参画し、活動し、責任を担う社会づくりが進められています。
- ◆ 男女共同参画を阻害している制度や慣行が見直され、地域活動に男女が共に参画しています。

【働く場】

- ◆ 男女の区別なく職域拡大が図られ、管理職等の指導的地位に占める女性の割合が大きく向上しています。

2 施策の方向と施策**1) 県の審議会等委員への女性の参画**

県の政策・方針決定過程への男女共同参画を進めるため、審議会等委員への女性の参画を促進します。

また、女性の人材情報の整備を進めるとともに、女性リーダーの育成を促進します。

- ① 「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」等を活用しつつ、女性委員の割合が増えるよう計画的に取り組みます。
- ② 委員構成の見直し、団体推薦等による女性委員の登用、公募委員制の拡大等、男女が参画しやすい仕組みづくりを進めます。
- ③ 個人情報の保護に配慮しつつ、女性の人材情報の整備を行うとともに、その情報を提供します。

2) 県における女性職員等の登用

平等取扱の原則と成績主義の原則に留意しつつ、女性の採用、管理職等への登用、職域の拡大を計画的に進めます。

そのため、能力開発の研修を実施するとともに、管理職等に対しては、人材育成のための研修を充実します。

- ① 職員採用試験受験者に女性が増えるよう、仕事と家庭の両立を支援する各種制度の紹介等の情報提供を行います。
- ② 女性職員の積極的な登用の方針を明確にするとともに、その登用状況について公表します。
- ③ 職員の個性と能力が十分發揮できるよう、採用から管理職登用に至る各ステージに応じて多様な能力開発の研修を計画的に実施します。
- ④ 企画・事業部門をはじめとする幅広い職務を経験できる職への配置を行い、女性職員の管理職への登用に向けた育成を図ります。
- ⑤ 管理職等に対し、性別にとらわれない人材の育成、活用を進めるための研修を実施します。

3) 市町等への働きかけ

市町における政策・方針決定過程への女性の参画が進むよう働きかけるとともに、人材育成、取組事例の紹介、男女共同参画推進のための計画策定支援等、市町の状況に応じた支援を行います。

また、企業、団体、教育・研究機関等の自主的な取組が進むよう働きかけるとともに、その支援を行います。

- ① 市町における政策・方針決定過程への男女共同参画について、理解が進むよう積極的に働きかけるとともに、人材育成、取組事例の紹介、男女共同参画推進のための計画策定の助言等、市町の状況に応じた支援を行います。
- ② 県および市町の審議会等委員に占める女性の割合の状況等について、情報を提供します。
- ③ 企業、団体、教育・研究機関等に対して、方針決定の場における男女共同参画の推進に関する自主的な取組が進むよう働きかけます。

基本方向II 男女共同参画を推進するための基盤の整備**男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進****1 めざす姿****【地域・社会】**

- ◆ 固定的な性別役割分担意識や性差による偏見が解消され、男女共同参画意識が広く県民に浸透しています。
- ◆ 学校等において男女共同参画に関する教育を受ける機会が保障されるとともに、性別に関わりなく、一人ひとりが社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力を育てる進路・就職指導が行われています。
- ◆ 生涯を通じて男女共同参画に関する学習環境が提供され、阻害する要因となっている社会制度や慣行が大きく見直されています。

【家庭】

- ◆ 家庭内で男女共同参画の大切さが共有され、協力しあう家族の形態が次世代に受け継がれています。

【働く場】

- ◆ 男女が共に仕事と生活を両立できる環境の実現に向けた機運が、職場内で醸成されています。
- ◆ 企業等において、研修や学習が十分行われることで、経営者や管理職の多くを占める男性の意識改革が図られています。併せて、長時間労働や転勤を前提とした男性中心型労働慣行が大きく見直されています。

2 施策の方向と施策**1) 男女共同参画に関する広報・啓発の充実**

男女共同参画を阻害する社会制度、慣行等が見直されるよう、さまざまな機会や手段・媒体を活用した広報・啓発活動を展開し、男女共同参画意識の普及を図ります。

特に、長時間労働や転勤を前提とした男性中心型労働慣行が見直され、家事・育児や介護への男性の参画が促進されるよう、啓発を行います。

- ① 広報紙、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等多様なメディアを活用し、男女共同参画意識の普及を図ります。
- ② メディアに対して、男女共同参画の視点に立った表現について理解を求めるとともに、メディアの自主的な取組が促進されるよう努めます。
- ③ メディア・リテラシー^{注8}を高める教育の充実を図ります。
- ④ 性別による固定的役割分担にとらわれない多様な生き方が社会に浸透するよう、男女共同参画の視点に立った広報・啓発を行います。
- ⑤ 働く場における男女共同参画に関する男性の理解の促進や、経営層への意識の醸成を図るため、企業等に対する広報・啓発活動を展開します。

2) 学校等における男女共同参画教育の推進

一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育を行う中で、児童生徒が男女共同参画について理解し実践できるよう、学校教育等における男女共同参画教育・学習の充実を図ります。

また、進学や就職においても、男女共同参画の視点をふまえた指導を行います。

- ① 教職員が男女共同参画の理念を理解し、意識を高め、教育に反映できるよう体系的な研修を計画的に実施します。
- ② 男女共同参画の視点に立った教育を推進するための教材を充実します。
- ③ 各教科において、自己の在り方生き方や家庭生活、社会参画について、児童生徒が自ら考える機会を提供するとともに、家庭生活を営むために必要な知識や技術等を学習する教育を行います。
- ④ 学校行事、PTA活動等を活用して、保護者や地域に男女共同参画の理念をさらに広げていくよう取組を推進します。
- ⑤ 性的指向^{注9}や性同一性障害^{注10}等を理由として困難な状況に置かれている人びとにに対する理解を深めるための教育を推進します。
- ⑥ 児童生徒の社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育成するために、発達段階に応じた系統的なキャリア教育を進めます。
- ⑦ 理工系分野に関する固定的な性別役割分担意識をなくし、進路選択に資するさまざまな情報を提供することができるよう、教育の充実を図ります。

3) 生涯を通じた学習機会の充実

県民が生涯を通じて、身近な地域で男女共同参画について学習できるよう、その機会を充実します。

また、地域で男女共同参画を進めるリーダーの人材を育成します。

- ① 社会教育に携わる人びとに対する研修の場を設け、地域の教育力の向上を図ります。
- ② 地域で男女共同参画を推進する核となるリーダーを養成します。
- ③ 男女が社会のあらゆる分野における活動に主体的に参画することができるよう、一人ひとりが本来持っている力を引き出すための学習の機会を提供します。

4) 国際的な動きへの対応と活動支援

男女共同参画に関する国際社会の動向についての理解を深めるため、積極的に情報を収集、発信します。

また、男女共同参画の視点から多文化共生の社会づくりをめざす活動を支援します。

- ① 男女共同参画に関する国際的な取組等について、情報収集し、県民に発信するとともに、県の施策に反映するよう努めます。
- ② 男女共同参画の視点に配慮しながら、文化的背景の異なる人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会と一緒に築いている多文化共生社会の構築を進めます。

<注8> メディア・リテラシー：メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことをいう。

<注9> 性的指向：人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

<注10> 性同 性障害：出生時に割り当てられた性別とは異なる性の自己認識を持つために、自らの身体的性別に持続的な違和感を持ち、自己認識に一致する性別を求め、時には身体的性別を自己認識する性別に近づけるために医療を望むことさえある状態をいう。「性同 性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」では、「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的および社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識および経験を有する 人以上の医師の 般に認められている医学的知見に基づき行う診断が 致しているもの」を性同 性障害者と定義している。

基本方向Ⅲ 男女が安心して暮らせる環境の実現**家庭・地域における男女共同参画の推進****1 めざす姿****【地域・社会】**

- ◆ 男女が共に積極的に地域活動に参画し、子育て、介護、防災活動等について互いに支え合う地域づくりが進められています。
- ◆ 自治会等の地域に根差した組織・団体における女性の参画が進むとともに、高齢者や障がい者、外国人等の多様な住民が暮らしやすい社会が実現しています。

【家庭】

- ◆ 家族が互いに尊重しあい、一人ひとりがその一員としての責任を果たしながら、協力しあっています。

2 施策の方向と施策**1) 家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援**

男女が、地域の一員としての責任を果たしながら、自己の選択により、家庭、地域、職場等においてバランスのとれた生活を送ることができるよう支援します。

- ① 日々の生活における大きな基盤である家庭の大切さについて、社会的気運を高めるための啓発を行います。
- ② 家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援につながる啓発を行います。
- ③ 育児・介護休業制度等の仕事と家庭の両立支援制度を活用するよう啓発を進めます。
- ④ 認知症の方やその家族が安心して暮らせるよう、専門相談を充実するとともに、地域における支援体制の構築を図ります。

2) 地域活動における男女共同参画の促進

地域において男女共同参画を阻害している慣行の見直しを促進し、男女が共に参画し、相互に助け合うことができる地域社会づくりを支援します。

- ① 自治会等の地域における方針決定の場への参画に必要な知識・技術の習得、向上を支援します。
- ② 住民や市町等の協働により、地域における男女共同参画が促進されるよう啓発を行います。
- ③ 子ども・子育て家庭を支え合う地域社会づくりのためのネットワークを構築し、企業や団体と連携して次世代育成を応援する取組を進めます。
- ④ NPO、ボランティア活動を一層活発化させるための情報提供、相談、地域のネットワークづくりへの支援、人材育成のための研修等を行います。

3) 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、避難所運営等の地域防災活動において女性の視点が反映されるよう取り組みます。

- ① 防災会議等の政策・方針決定過程に女性の参画が進むよう取り組みます。
- ② 地域防災の要となる消防団や自主防災組織に女性が参画しやすくなるための取組を進めます。
- ③ 避難所運営に女性の視点が反映されるよう、運営マニュアル策定に関する支援を行います。
- ④ 本県と三重大学が共同で設置した「みえ防災・減災センター」において、防災人材の育成を図るとともに、啓発や調査研究を行います。



基本方向Ⅲ 男女が安心して暮らせる環境の実現**生涯を通じた男女の健康と生活の支援****1 めざす姿****【地域・社会】**

- ◆ 男女が生涯にわたって健康でいきいきと暮らせる社会が形成されています。
- ◆ 男女が共に将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等に関する希望がかなう社会づくりが進められています。
- ◆ さまざまな生活上の困難に直面する人びとに対して、安心して暮らせる社会の実現に向けた取組が十分行われています。特にひとり親家庭へのきめ細やかな支援が行われ、次世代を担う子どもを育む環境が実現できています。

【家庭】

- ◆ 家庭内で健康の大切さが共有され、一人ひとりが主体的に健康の管理、保持、増進に取り組んでいます。

【働く場】

- ◆ 企業等において働く人びとの健康の保持や増進への取組が行われ、一人ひとりの状態に応じた配慮が十分行えています。

2 施策の方向と施策**1) 生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援**

ライフステージに対応した健康づくりの取組を進め、生涯にわたる男女の健康を支援します。

- ① 県民一人ひとりの健康づくりを支援するため、市町や関係団体、N P O 等との協働により、普及啓発、環境の整備等を計画的に推進します。
- ② 乳がん、子宮がん等の検診の受診促進等、女性特有の疾患に対する取組を行い、女性の健康づくりを進めます。

- ③ 性差に応じた的確な医療を受けることができるよう、情報提供や環境づくりを進めます。
- ④ 職場のメンタルヘルス対策が推進されるよう必要な支援を行うとともに、自殺対策についても、計画的に進めます。
- ⑤ 県民の多様化したスポーツニーズに応え、誰もが、いつでも、どこでも、主体的にスポーツに親しめる機会と場所を提供し、健康づくりを進めます。

2) 性と生殖に関する健康支援の充実

性に関する正しい知識の教育や普及のための啓発を行うとともに、安全で安心して子どもを産み育てることができるよう環境整備を行います。

- ① 児童生徒の発達段階をふまえ、性に関する正しい知識等の習得に係る指導の充実を図ります。
- ② 避妊、性感染症に対する知識等、性に関する正しい情報の普及に向けた啓発を進めるとともに、妊娠・出産や不妊に関する医学的知識の習得が図られるよう、思春期の児童生徒や学生に対する学習機会の場を提供します。
- ③ 妊娠時から出産・育児に至るまで切れ目のない支援体制を構築し、地域の実情に応じた多様な支援を行います。また、周産期医療^{注11}についても体制の充実を図ります。
- ④ 不妊の悩みを抱える男女に対して、治療に関する情報提供を行うとともに、治療費の助成や不妊専門相談を実施し、経済的・精神的負担の軽減を図ります。
- ⑤ 地域において安全で安心して子どもを産み育てができるよう、産婦人科医師や小児科医師の確保等、体制整備を促進します。また、産婦人科医師との連携を進めるなどして助産師の活用促進を図ります。

3) 自立のための生活支援

ひとり親世帯等に対する貧困防止の対策を進めるとともに、高齢者、障がい者、性同一性障害^{注10}等、さまざまな生活上の困難に直面する人びとにに対する支援を充実します。

- ① 障がい者の職業訓練を実施し、一般就労に向けた支援を行うとともに、地域で生活できるよう暮らしと生活の場の確保を図ります。
- ② 若年層の安定的な就労や高齢者の就労機会の拡大に向けた支援を行います。
- ③ 母子・父子家庭に対する就業支援や子育て支援、経済的支援等を計画的に推進し、ひとり親世帯の貧困等からの自立を支援します。
- ④ 高齢者の見守り等に関する市町や住民等の取組を支援し、地域での支え合いの体制づくりを促進します。

- ⑤ ニート、引きこもり等困難な状況に置かれた若者の自立に向けた取組を推進します。
- ⑥ 性的指向^{注9}や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている人びとに対する支援につながるよう、啓発や相談を行います。

4) 自立を促進する環境の整備

高齢者や障がい者、外国人住民等が安全で安心して暮らすことができるよう、生活環境等の整備を推進します。

- ① 県内の官公庁施設や商業施設等、不特定多数の人が利用する公共的施設において、段差の解消や階段の手すり設置等のバリアフリー化を推進します。
- ② 「パーソナルバリアフリー基準^{注12}」に基づき、観光施設や宿泊施設等のバリアフリー化を推進し、高齢者や障がい者、外国人も安心して訪問できる観光地づくりを進めます。
- ③ 障がいの有無に関わらず希望する学校に通学できるよう、学校施設のバリアフリー化を推進します。
- ④ ユニバーサルデザイン^{注13}の視点に立ったまちづくりを進めます。
- ⑤ 男女が多様な活動に参加しやすいよう、託児サービスの提供の取組を進めます。
- ⑥ 高齢者等が悪質商法をはじめとする消費者被害に遭わないよう、研修会の実施や情報提供等の対策を推進します。
- ⑦ 外国人住民が安心して適切な医療を受けられるよう、医療通訳の人材育成を行うなど、医療通訳制度の定着に向けて取り組みます。

<注11> 周産期医療：周産期とは、妊娠22週から生後7日未満までの期間をいい、出産時を含む出産前後の時期を意味する用語。広義には胎児期と新生児期をあわせた時期のことをいう。また、周産期医療とは、周産期の妊産婦および胎児・乳児に対する医療のことで、周産期の期間は母子とも異常が生じやすいために、突発的な緊急事態に備えて産科、小児科双方からの総合的な医療体制が必要であり、周産期医療と表現されている。

<注12> パソナルバリアフリー基準：バリア（障壁）の基準は段の高さや施設の有無ではなく、障がいの種類や程度により人ひとり異なるという考え方のこと。

<注13> ユニバーサルデザイン：障がいの有無や年齢、性別等に関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように施設、製品、制度等をデザインすることをいう。また、今日では、情報、サービスを含む「全ての人が生活しやすい社会のデザイン」といった、より広い概念として使われている。

<注9> 性的指向：36頁欄外参照

<注10> 性同 性障害：36頁欄外参照

基本方向Ⅲ 男女が安心して暮らせる環境の実現**男女共同参画を阻害する暴力等への取組****1 めざす姿****【地域・社会】**

- ◆ 配偶者等からの暴力をはじめとするあらゆる暴力を許さないという意識が社会全体に浸透しています。特に被害の多くを占める女性に対する暴力について、その防止に向けた相談・支援体制が確立されています。
- ◆ 男女間等で暴力を伴わない人間関係を構築する教育が推進され、若年層における交際相手からの暴力のない社会づくりが進められています。

【家庭】

- ◆ 配偶者等や親からの暴力が根絶され、家族が互いにその人格を尊重しあって生活できる環境が実現しています。

【働く場】

- ◆ 働く場において、セクシュアル・ハラスメントをはじめとするさまざまなハラスメントは人権侵害であるという意識が定着し、働く男女が互いの人格を尊重して、対等な関係づくりができています。

2 施策の方向と施策**1) 関係機関の連携による支援体制等の整備**

配偶者等からの暴力を許さないという意識の浸透を図るために、性別に基づく暴力や性的いやがらせ等についての実態を把握するとともに、啓発を行います。

また、被害の潜在化を防ぐため、相談支援窓口の周知徹底を図るとともに、相談支援体制を充実し、関係機関の連携強化等により、切れ目のない被害者支援を進めます。

- ① 関係機関相互の連携組織を通じて、発見、通報のための環境づくり、相談、援助体制の強化を図ります。

- ② 関係機関と連携して、犯罪被害者やその家族に対する支援を行います。
- ③ あらゆる暴力を許さない社会意識を醸成するため、各種広報手段を活用して相談窓口や支援制度等の周知・啓発を図ります。
- ④ 性別に基づく暴力や性的いやがらせ等についての実態を把握するため、調査を実施します。
- ⑤ 相談機関および関係機関の職員に対して専門性を高めるための研修や二次被害を防止するための研修を実施します。
- ⑥ 被害者の安全と意思をふまえ、加害者の検挙、指導・警告等の措置を行います。
- ⑦ 加害者更生プログラム^{注14)}について、再発防止のため、国等における調査研究状況の把握に努め、有効性も勘案し、施策への反映を検討します。
- ⑧ セクシュアル・ハラスメントが人権侵害であるという観点から、その防止について啓発を行います。
- ⑨ 行政機関や学校等教育機関において、セクシュアル・ハラスメントのない職場環境、教育環境づくりを進めます。

2) 配偶者等からの暴力の防止に係る対策の推進

保健・福祉・医療・警察等関係機関の連携を図り、市町をはじめとした各地域における配偶者等からの暴力防止対策の推進を図ります。

また、一時保護委託等の被害者の保護体制、その後の心理的支援をはじめとする自立支援のための体制づくりを進めます。

- ① 配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）において、プライバシー保護に十分配慮しながら相談や心理的支援、被害者およびその家族の一時保護、情報提供、通訳体制等の機能を充実させるとともに、総合的な調整機能を強化します。
- ② 配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）、警察、医療機関、市町等関係機関相互の通報連絡体制を強化し、被害者の安全確保を図りながら、必要に応じて一時保護、施設入所等の支援、加害者対応を行います。
- ③ 配偶者等からの暴力の被害者が、相談・支援先の情報を容易に入手できるよう周知を図ります。
- ④ 児童虐待に関して、福祉事務所、児童相談センター、警察等、関係機関相互の連携を強化し、配偶者等からの暴力との関連性をふまえた総合的な対応を実施するとともに、被害者等の自立支援を行います。
- ⑤ 相談機関の相互の調整を図りながら、研修、情報交換等を行い、各相談窓口の機能強化につなげます。

- ⑥ 関係機関と連携して若年層におけるデートDV^(注8)の相談体制の整備を進めるとともに、若年層を対象とした啓発等の取組を推進します。

3) 性犯罪、性暴力、ストーカー対策等の推進

性犯罪、性暴力、ストーカー等に対する対策を推進します。
特に性犯罪や性暴力の被害者が早期に心身の回復を図れるよう、総合的に支援します。

- ① 犯罪被害者等早期援助団体が行う犯罪被害者やその家族等へのサポート等の活動を支援します。
- ② 関係機関・団体等と連携したワンストップの相談窓口により、性犯罪や性暴力の被害者が早期に心身の回復を図れるよう支援します。
- ③ 犯罪のない安全で安心な社会をめざし、子どもや女性の安全の確保等の取組を進めます。
- ④ 性犯罪、ストーカー等についての取締りを徹底するとともに、被害者の立場に十分配慮しつつ、相談・保護に努めます。
- ⑤ 性犯罪等の女性被害者に対して、「女性被害捜査員」の対応が可能となるよう、継続的な育成を図ります。



<注14> 加害者更生プログラム：配偶者等に対する暴力の加害者の更生に向けたプログラムのことをいう。

国の第4次男女共同参画基本計画においては、「地域社会内の加害者更生プログラムについて、民間団体の取組も含めた実態を把握し、プログラムを実施する場合の連携体制の構築も含め、その在り方について検討する。」とされている。

(注8) デートDV：14頁欄外参照